

29 水推第 278 号

平成 29 年 5 月 30 日

水産政策審議会

会長 馬場 治 殿

農林水産大臣 山本 有二

第 7 次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の変更について（諮問第 282 号）

沿岸漁場整備開発法（昭和 49 年法律第 49 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を別紙のとおり変更したいので、貴審議会の意見を求める。

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の変更について

平成29年5月
水産庁栽培養殖課

1. 変更の経緯

- (1) 農林水産大臣は、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項の規定に基づき、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとされている。また、同法第7条第1項の規定に基づき、沿岸漁業に係る漁業事情、経済事情等に変動があったため必要があるときは、基本方針を変更することができることとされている。なお、基本方針は、沿岸漁場整備開発法施行令（昭和51年政令第51号）第1条の規定により、おおむね5年を一期として定めるものとされ、その変更は、当該基本方針が対象とする期間の範囲内においてするものとされている。
- (2) 現行の基本方針は、平成27年3月に定められたものであり、現時点において新たな基本方針の策定期限には至っていないが、現行の基本方針において、その期間中に水産基本計画の変更が行われる時には、内容について必要な見直しを行うこととされていることから、今般、水産基本計画の変更が行われたことに伴い、所要の変更を行うこととする。

2. 変更の概要

- ① 前文における水産基本計画の栽培漁業に関する部分についての記述を同計画の変更を踏まえた記述に修正
- ② 「東日本大震災からの復興」について、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成28年3月11日閣議決定）を踏まえ、被災県における放流用種苗生産の被災前の生産水準への回復目標年度を修正
- ③ 平成28年4月に「国立研究開発法人水産総合研究センター」が「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に組織改変したことを受け、該当部分の組織名を修正

改正 後	平成二十七年三月三十一日 改正 平成二十九年 月 日 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針 〔沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第六條第一項の規定により、平成二十七年から平成三十三年度までの水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を次のように定める。〕 栽培漁業の発展の礎となった社団法人「瀬戸内海栽培漁業協会」が昭和三十八年に設立されてから、およそ半世紀が経過した。その間、栽培漁業の技術は着実に進歩し、現在、沿岸漁業の対象となる多様な魚介類の種苗放流が行われている。 水産基本計画（平成二十九年四月二十八日閣議決定）においては、我が国周辺の豊かな水産資源を持続可能な形でフルに活用することによって、国民に対して水産物を安定的に供給していくため、資源管理の高度化等により水産業の生産性向上と所得の増大を達成すべきことが定められた。
改正 前	平成二十七年三月三十一日 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針 〔沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第六條第一項の規定により、平成二十七年から平成三十三年度までの水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を次のように定める。〕 栽培漁業の発展の礎となった社団法人「瀬戸内海栽培漁業協会」が昭和三十八年に設立されてから、およそ半世紀が経過した。その間、栽培漁業の技術は着実に進歩し、現在、沿岸漁業の対象となる多様な魚介類の種苗放流が行われている。 水産基本計画（平成二十四年三月二十三日閣議決定）においては、我が国周辺の「身近な自然の恵み」が十分に活用されるようにしていくために、平成二十三年度に導入された資源管理指針と資源管理計画に基づく新たな資源管理体制の下で資源管理やつくり育てる漁業に取り組み、長期的な漁獲の安定と増大を図るべきことが定められた。

栽培漁業に関しては、(1)種苗放流による資源造成の推進、(2)対象種の重点化等による効率的かつ効果的な栽培漁業の推進について定められたところであり、このような水産基本計画の規定及び現行の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の下、栽培漁業に関する施策を実施することとされている。

現状では、放流した地先で漁獲されるウニ、アワビ等の地先種については、それらを漁獲する沿岸漁業者の費用負担等による種苗放流が行われており、栽培漁業はこれらの漁業者の経営の安定に寄与している。一方、地域によっては環境の変化の影響等により、種苗放流量が減少している。

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、資源状況が高位で安定している系群がある一方で、低位の系群が増加する傾向にある。資源状況が低位で減少傾向にあるトラフグについては、平成二十六年三月に水産庁内に設置した有識者からなる資源管理のあり方に関する検討会において、種苗放流と資源管理の一層の連携の必要性が指摘されている。また、広域種の種苗放流尾数は総じて減少傾向にあり、資源状況が安定しているため放流尾数を減少させているケース、放流尾数は減少しているものの種苗を大型化すること等により放流効

栽培漁業に関しては、(1)種苗放流尾数が減少傾向にある広域種について、関係都道府県の連携による放流推進を図るための海域栽培漁業推進協議会（以下「海域協議会」という。）における連携調整の推進、(2)成長した放流種苗を全て漁獲するのではなく、親魚を獲り残し、その親魚が卵を産むことにより再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」の取組の推進、(3)集中的な放流、対象種の重点化、共同種苗生産体制の構築による効率的かつ効果的な放流事業の実施について定められたところであり、このような水産基本計画の規定及び現行の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の下、栽培漁業に関する施策を実施することとされている。

現状では、放流した地先で漁獲されるウニ、アワビ等の地先種については、それらを漁獲する沿岸漁業者の費用負担等による種苗放流が行われており、栽培漁業はこれらの漁業者の経営の安定に寄与している。一方、地域によっては環境の変化の影響等により、種苗放流量が減少している。

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、資源状況が高位で安定している系群がある一方で、低位の系群が増加する傾向にある。資源状況が低位で減少傾向にあるトラフグについては、平成二十六年三月に水産庁内に設置した有識者からなる資源管理のあり方に関する検討会において、種苗放流と資源管理の一層の連携の必要性が指摘されている。また、広域種の種苗放流尾数は総じて減少傾向にあり、資源状況が安定しているため放流尾数を減少させているケース、放流尾数は減少しているものの種苗を大型化すること等により放流効

果を確保しているケース、都道府県の財政状況の悪化や燃油高騰等による漁業者の負担能力の低下等により種苗放流の経費の確保が困難となつていくケースが混在している。

このような中で、広域種の栽培漁業に係る様々な課題や問題を解決するため、平成二十二年度に全国を六つの海域に分け、海域栽培漁業推進協議会（以下「海域協議会」という。）が設立された。海域協議会で海域ごとの関係都道府県が連携した種苗放流や費用負担のあり方等の検討を進めているところである。

資源造成型栽培漁業の推進に当たっては、資源管理計画に基づく資源管理の取組として、種苗放流と資源管理の連携が進められているほか、遺伝子情報を用いて種苗生産に用いられた親魚と漁獲物の親子関係を判別する技術が開発された。今後においては、種苗放流と漁獲管理の連携を一層強化するとともに、開発された技術を活用することにより、種苗放流が再生産につながっているか、種苗放流によって遺伝的多様性が損なわれていないか等について科学的に検証を行いながら、資源造成型栽培漁業を一層推進することが重要と考えられる。

また、各都道府県等の種苗生産施設が全体的に老朽化し、種苗生産能力が低下しているほか、都道府県によつては、種苗生産に携わる技術者が高齢化する一方で後継者が育っていない状況も見られる。

このため、対象種の重点化、共同種苗生産体制の構築による効率的かつ効果的な種苗放流の推進に向けた取組や、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放流技術の継承を着実に進めることが重要と考えられる。

一方、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた東北地方太

果を確保しているケース、都道府県の財政状況の悪化や燃油高騰等による漁業者の負担能力の低下等により種苗放流の経費の確保が困難となつていくケースが混在している。

このような中で、広域種の栽培漁業に係る様々な課題や問題を解決するため、平成二十二年度に全国を六つの海域に分け、海域協議会が設立された。海域協議会で海域ごとの関係都道府県が連携した種苗放流や費用負担のあり方等の検討を進めているところである。

資源造成型栽培漁業の推進に当たっては、資源管理計画に基づく資源管理の取組として、種苗放流と資源管理の連携が進められているほか、遺伝子情報を用いて種苗生産に用いられた親魚と漁獲物の親子関係を判別する技術が開発された。今後においては、種苗放流と漁獲管理の連携を一層強化するとともに、開発された技術を活用することにより、種苗放流が再生産につながっているか、種苗放流によって遺伝的多様性が損なわれていないか等について科学的に検証を行いながら、資源造成型栽培漁業を一層推進することが重要と考えられる。

また、各都道府県等の種苗生産施設が全体的に老朽化し、種苗生産能力が低下しているほか、都道府県によつては、種苗生産に携わる技術者が高齢化する一方で後継者が育っていない状況も見られる。

このため、対象種の重点化、共同種苗生産体制の構築による効率的かつ効果的な種苗放流の推進に向けた取組や、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放流技術の継承を着実に進めることが重要と考えられる。

一方、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた東北地方太

平洋側の種苗生産施設は今なお復旧途上にあり、この海域の重要魚種であるヒラメ、アワビ等の種苗生産能力は震災前の水準までは回復していない。

このような状況を踏まえ、国、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）、都道府県及びその機関、栽培漁業協会、海域協議会、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会（以下「豊かな海づくり協会」という。）、漁業者団体その他関係団体並びに漁業者は、対象種の回遊範囲、技術開発水準の段階等に応じた適切な役割分担の下、以下の取組を推進する。

第一 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) 放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮

地区ごとの漁獲量調査や市場における放流魚の混入調査等により、漁業生産面における放流の効果把握するとともに、遺伝子情報を用いて種苗生産に用いられた親魚と漁獲物の親子関係を判別する技術を活用することにより、種苗放流が再生産に寄与しているか資源造成面における効果を検証し、放流計画に反映させる。漁業生産面における放流の効果を評価する際には、流通、加工、遊漁等に係る経済的な波及効果を考慮するよう努める。また、栽培漁業の

平洋側の種苗生産施設は今なお復旧途上にあり、この海域の重要魚種であるヒラメ、アワビ等の種苗生産能力は震災前の水準までは回復していない。

このような状況を踏まえ、国、国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「水研センター」という。）、都道府県及びその機関、栽培漁業協会、海域協議会、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会（以下「豊かな海づくり協会」という。）、漁業者団体その他関係団体並びに漁業者は、対象種の回遊範囲、技術開発水準の段階等に応じた適切な役割分担の下、以下の取組を推進する。

第一 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) 放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮

地区ごとの漁獲量調査や市場における放流魚の混入調査等により、漁業生産面における放流の効果把握するとともに、遺伝子情報を用いて種苗生産に用いられた親魚と漁獲物の親子関係を判別する技術を活用することにより、種苗放流が再生産に寄与しているか資源造成面における効果を検証し、放流計画に反映させる。漁業生産面における放流の効果を評価する際には、流通、加工、遊漁等に係る経済的な波及効果を考慮するよう努める。また、栽培漁業の

実施に当たっては、国及び機構が作成した遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針を種苗生産現場へ普及するとともに、生物多様性の保全との両立に努める。

(8) (略)
(9) (略)

(10) 東日本大震災からの復興

東日本大震災により被害を受けた東北地方太平洋側において、栽培漁業の対象種を漁獲する沿岸漁業が震災前と同様に行われるようになることを目指して、被災県の種苗生産施設の復旧を進めるとともに、復旧までの間、他地域の種苗生産施設からの種苗の導入等により放流尾数を確保する。また、県域を越えた海域単位での連携や役割分担により効率的な栽培漁業を推進する体制を構築する。

被災県における放流用種苗生産については、平成三十二年度末までに、被災前の生産水準への回復を目指す。

(11) (略)
第二 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

(1) (略)
(2) (略)
(3) (略)
(4) (略)
(5) (略)
(6) (略)
(7) (略)

実施に当たっては、国及び水研センターが作成した遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針を種苗生産現場へ普及するとともに、生物多様性の保全との両立に努める。

(8) (略)
(9) (略)

(10) 東日本大震災からの復興

東日本大震災により被害を受けた東北地方太平洋側において、栽培漁業の対象種を漁獲する沿岸漁業が震災前と同様に行われるようになることを目指して、被災県の種苗生産施設の復旧を進めるとともに、復旧までの間、他地域の種苗生産施設からの種苗の導入等により放流尾数を確保する。また、県域を越えた海域単位での連携や役割分担により効率的な栽培漁業を推進する体制を構築する。

被災県における放流用種苗生産については、平成三十七年度末までに、被災前の生産水準への回復を目指す。

(11) (略)
第二 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

(1) (略)
(2) (略)
(3) (略)
(4) (略)
(5) (略)
(6) (略)
(7) (略)

(8) 機構の役割

機構は、栽培漁業を推進するために必要な技術の開発に取り組み、必要に応じて都道府県の試験研究機関等との共同研究を行うとともに、開発した技術の普及及び指導を行う。また、疾病の発生等の技術的課題が発生した場合には、必要に応じ関係機関に対して技術的な指導及び助言を行う。

第三 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項

(1) 関係機関の連携

栽培漁業を効率的かつ計画的に推進するため、国は栽培漁業の基本方針を策定し、機構は栽培漁業に関する技術の開発並びに指導及び助言を行い、豊かな海づくり協会は国や機構と連携を取りながら、都道府県間の連携及び調整、情報の収集及び提供等による栽培漁業の普及の促進を行う。これらにより、国、機構及び豊かな海づくり協会は、全体的方向付けと進捗管理を行う。また、都道府県は基本方針に調和した基本計画を策定するとともに、都道府県下の関係者と一体となって、種苗の生産、放流、育成等を行い、栽培漁業を実施する。

(3) (2)
(略) (略)
(付表)
(略)

(8) 水研センターの役割

水研センターは、栽培漁業を推進するために必要な技術の開発に取り組み、必要に応じて都道府県の試験研究機関等との共同研究を行うとともに、開発した技術の普及及び指導を行う。また、疾病の発生等の技術的課題が発生した場合には、必要に応じ関係機関に対して技術的な指導及び助言を行う。

第三 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項

(1) 関係機関の連携

栽培漁業を効率的かつ計画的に推進するため、国は栽培漁業の基本方針を策定し、水研センターは栽培漁業に関する技術の開発並びに指導及び助言を行い、豊かな海づくり協会は国や水研センターと連携を取りながら、都道府県間の連携及び調整、情報の収集及び提供等による栽培漁業の普及の促進を行う。これらにより、国、水研センター及び豊かな海づくり協会は、全体的方向付けと進捗管理を行う。また、都道府県は基本方針に調和した基本計画を策定するとともに、都道府県下の関係者と一体となって、種苗の生産、放流、育成等を行い、栽培漁業を実施する。

(3) (2)
(略) (略)
(付表)
(略)

○水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の変更及び公表について

沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第七条第一項及び沿岸漁場整備開発法施行令（昭和五十一年政令五十一号）第一条の規定に基づき、平成三十三年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（平成二十七年三月三十一日公表）の一部を次のように変更したので、同法第七条第二項において準用する同法第六条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十九年 月 日

農林水産大臣 山本 有二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。